

## 長久手市防災士資格取得費助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する者が、防災士資格（以下「資格」という。）を取得した場合に、予算の範囲内において、資格の取得に要した費用を助成することにより、地域の防災力の向上を図ることを目的として実施する長久手市防災士資格取得費助成事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「防災士」とは、認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

### (対象者)

第3条 事業の対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 防災士として、市内の自主防災組織又は地域の防災力向上のための活動をする意思のある者
- (3) 長久手市税を滞納していない者

### (助成対象経費)

第4条 長久手市防災士資格取得費助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、送料、振込手数料等は除く。

- (1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 資格取得のために必要となる教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に2分の1を乗じた額とし、1万4千円を限度とする。

### (申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、資格の取得後1年以内に、防災士資格取得費助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士証の写し
- (2) 助成対象経費の支払を証明する書類
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（決定通知）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、防災士資格取得費助成交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（支払）

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、防災士資格取得費助成金請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

（台帳の整備）

第9条 市長は、助成金の交付について、必要な事項を記録した台帳を整備しておかなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、受給者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該受給者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年度中に資格を取得した者が、第6条の規定に基づき申請する場合に限り、改正前の本要綱の規定による申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第6条関係）

防災士資格取得費助成申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり防災士資格を取得しましたので、長久手市防災士資格取得費助成事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。なお、助成金の交付決定に必要な市税の公簿等の閲覧に同意します。

記

1 資格取得年月日	年 月 日
2 助成金申請額	円 ※助成対象経費の合計額の1/2（上限14,000円）
3 添付資料	(1) 防災士証の写し (2) 助成対象経費の支払を証明する書類 (3) 誓約書（第2号様式）
4 備考	
5 市税納税状況	完 納 ・ 未 納 ※市で記入するため、記入しないでください

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

誓約書

長久手市防災士資格取得費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、助成金の交付申請をするにあたり、要綱第3条第2号の規定を確認し、長久手市内で防災士として活動します。

第3条 事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 防災士として市内の自主防災組織又は地域の防災力向上のための活動をする意思のある者
- (3) 長久手市税を滞納していない者

第4号様式（第8条関係）

防災士資格取得費助成金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

交付決定者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付 長安第 号で交付決定の通知を受けた長久手市防災士資格取得費助成金について、長久手市防災士資格取得費助成事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協 支店
	預金の種類	普通・当座（該当するものを○で囲んでください）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	